

北広島市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北広島市市民参加条例(平成 21 年北広島市条例第 1 号。以下「条例」といいます。)の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(公表の方法)

第 2 条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとします。

- (1) 北広島市広報紙への掲載
- (2) 事務所における閲覧又は配布
- (3) インターネットの利用
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法

(法人に対する出資の基準額)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項第 10 号の市長が別に規則で定める出資は、次の各号のいずれかに該当する法人に対する出資とします。

- (1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の 2 分の 1 以上となることとなる法人
- (2) 市の出資の総額が 500 万円を超えることとなる法人

(団体に対する金銭の給付の基準額)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項第 11 号の市長が別に規則で定める金銭の給付は、その額が 1 団体につき 100 万円を超えるものとします。

(パブリックコメントの手続)

第 5 条 条例第 8 条第 2 項第 2 号に規定する意見の提出方法は、次に掲げる方法のうちから市長が指定するものとします。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法
- (4) 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)第 2 条第 1 号に規定する電子メールをいいます。)を送信する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法

2 市長は、パブリックコメント(条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定するパブリックコメントをいいます。)を実施している政策等の一覧表を作成し、公表するものとします。

(審議会等の手続)

第 6 条 市長は、審議会等(条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する審議会等をいいます。以下同じです。)の委員(条例第 9 条第 2 項に規定する委員をいいます。以下この条において同じです。)を公募により選考しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 審議会等の名称及び内容
- (2) 委員の任期

- (3) 公募により選考する委員の人数及び選考方法
- (4) 公募に応募できる者の範囲
- (5) 公募に応募する方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項  
(市民政策提案の手續)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民政策提案は、市民政策提案書（別記第1号様式）及び市民政策提案者署名簿（別記第2号様式）に関係資料を添えて市長に提出することにより行うものとします。

(推進会議の組織及び運営)

第8条 条例第15条第1項に規定する推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- 4 推進会議は、会長が招集します。
- 5 会長は、推進会議の会議の議長となります。
- 6 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。
- 7 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めます。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行します。

別記第1号様式(第7条関係)

市民政策提案書

年 月 日

北広島市長 あて

住 所  
提案代表者 氏 名  
(団体等の場合は代表の氏名)  
電話番号

北広島市市民参加条例第12条第1項の規定により、次のとおり提案します。

- 1 提案する政策等の名称
- 2 提案する政策等の内容
- 3 現状及び課題（提案の目的及び理由）
- 4 提案する政策等の実施により期待される効果
- 5 提案する政策等の実施に必要な費用
- 6 その他参考資料

別記第2号様式(第7条関係)

市民政策提案者署名簿

年 月 日

1 提案する政策等の案の名称

2 提案者

番号	住 所	氏 名	生年月日	印	備 考

(記入の際の注意点)

氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。)すること。ただし、身体の故障等により自署することができない場合は、代筆を行うことができます。代筆をした場合は、備考欄に代筆者の住所、氏名及び生年月日を記載し、代筆者の印を押すこと。